

3. インシデント・医療事故の定義

1) インシデント

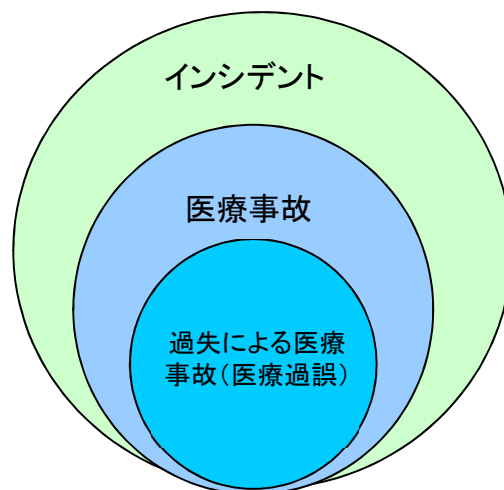
報告のあった全ての事象を「インシデント」とする。

2) 医療事故

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故をいう。予測不能や回避不可能であったこと、患者だけでなく医療従事者に不利益を被った場合も含む。この中には、医療従事者にミス(過失)があるものとなないものが含まれ、前者を過失による医療事故(医療過誤)とする。

3) 過失による医療事故(医療過誤)

医療事故のうち医療従事者側等の人的または物的なミス(過失)がある場合をいう言葉で医療事故の一類型である。すなわち、医療従事者が、医療の遂行において医療的準則に違反して、患者が不利益を被り被害が生じた状態である。(医療過誤であることを確定するためには、過失の法的構成要件が揃っている必要がある。)



インシデントレポートで報告する範囲

対象	対象外
① 患者に傷害が発生した事態 (ただし、右欄に掲げる事項を除く) ② 患者に傷害が発生する可能性があった事態 ③ 患者や家族からの苦情 (医療行為に関わるもの) ※上記①、②に含まれるもの ・ 医療用具(医療材料や医療機器)の不具合 ・ 転倒、転落 ・ 自殺、自殺企図 ・ 無断離院 ・ 予期しない合併症 ・ 発見、対処(処置)の遅れ ・ 自己管理薬の服薬ミス ・ 患者の針刺し ・ 院内感染による死亡や障害 など	① 食中毒 ② 職員の針刺し ③ 暴行傷害(事件)、窃盗盗難(事件) ④ 患者や家族からの苦情 (医療行為に関わらないもの) ※上記については、別途報告システムが整備されている。

* インシデントレポートは、事故当事者の個人的責任を追及するものではなく、収集した情報を分析し、医療事故防止改善策を検討し、実施する目的に使用する。